

障害者差別解消支援地域協議会 第1回	
H30.7.10	資料4

【補足資料】 条例・施行規則に定める紛争解決の仕組み

○ 紛争解決の仕組み

- (1) 相談対応により解決が図られない時、障害者等は、知事に対して、あつせんの求めを行うことができる。
- (2) あつせんの求めを受けた知事は、調整委員会にあつせんを付託する。
- (3) 調整委員会は、検討の結果、あつせん案を作成し、これを提示する。
- (4) あつせんに従わない事業者に対し、調整委員会は、知事に勧告の求めを行うことができる。
- (5) 知事は勧告・公表を行うことができる。

○ 調整委員会について

1 概要

(1) 設置根拠

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 第14条

(2) 主たる役割

ア あつせんの実施

知事よりあつせんの付託を受け、あつせんを行う。

イ 勧告の求め

あつせんに従わない事業者がある場合、知事に対し、勧告の求めを行うことができる。

2 委員任命

委員は、障害者の権利擁護についてすぐれた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(1) 身分

知事の附属機関委員であり、特別職の地方公務員（任期は2年）とする。

(2) その他

- ・ 調整委員会には、会長を置く。
- ・ 委員は、秘密保持に係る義務を負う。（違反時は罰則あり）

(3) 委員構成

- ・ 障害当事者団体代表
- ・ 学識経験者等
- ・ 事業者代表

3 調整委員会の議決方法

- ・ 委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。
- ・ 出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 小委員会の設置

あっせんに係る調査及びあっせんの実施を目的に、調整委員会に、小委員会を設置する。

(1) 設置の方法

- ・ あっせんの事案ごとに、小委員会を設置する。
- ・ 調整委員会会長が、小委員会部会長の指名を行う。
- ・ 指名を受けた小委員会部会長が、小委員会委員を指名し、小委員会を開催する。

(2) 小委員会の議決

- ・ 小委員会の議決は、調整委員会全体の議決とする。

5 開催回数等・運営のイメージ

【調整委員会】

(1) 審議内容

- ・ 知事への勧告の求めに係る審議を行う。
- ・ 都の相談機関（広域支援相談員）の相談対応に対する助言等を行う。

(2) 開催回数

- ・ 小委員会によるあっせん実績の報告、広域支援相談員の相談状況の確認のため、年1、2回程度の定例会を開催する。
- ・ 勧告の求めに係る審議を行うため、随時開催する。

【小委員会】

(1) 審議内容

- ・ あっせん案の作成、決議を行う。

(2) 開催回数

- ・ 知事からのあっせんの付託に応じ、随時開催する。

○ 紛争事案等の共有

- ・ 広域支援相談員が対応した事例及び小委員会によるあっせんを行った事例は、調整委員会の定例会にて、情報共有を行い、蓄積を図る。
- ・ 調整委員会が把握した事例のうち、広く情報共有を行うべき事例については、東京都障害者差別解消支援地域協議会に対して、報告を行う。